四 家 を 隣 لح

ならば、 四家は東西南北の家である。 はすばかりでなく、東西南北といふ方位の意味を含む。 はすまされない。 いはば人爲的な區分である。その中の一家が罪を犯せば他の四家は連帶責任を負はされる。ところが現實の家の位置から云ふ に四軒單位の隣組が重複するとは考へられず、さればといつてこの文字に誤りのないことは仁井田博士の研究で證明されてゐ 唐代の隣保制度で一番分らないのは H 同保の家よりも、他保の家がこの家に隣りあつてゐて、より近い場合が多い。この隣家は保が違ふからといつて無關係に 所がこれ 一に對する連帶責任は同保のDEIJと共に隣なるCGMも負はねばならぬ。 隣は相對的、 は何もそんなにむづかしいことではない。隣は讀んで字の如くトナリである。五軒の保は固定した一組であり、・・・は何もそんなにむづかしいことではない。隣は讀んで字の如くトナリである。五軒の保は固定した一組であり、・・ やはり連帯責任を負はされるので、その範圍が隣なのである。 自然發生的である。これは唐制の他の場合にも見られる所で、百戸の里は人爲的 場合によつては四以下の 「四家を隣と爲し、五家を保となす」といふ唐令の文である。五軒單位 時も、 四海は東西南北の海である。 四以上の時もあらう。 圖のやろに家が並んだ 保が固定的、 四といふ字は敷を現 同様にこの場合の 崎 人爲的 市 B G C D E の隣組 F Н I J 定 L M \mathbf{K} N o の上

る。

٤

Q R S

區分、

五十戸標準の村は自然發生的區分である。人爲的な保や甲は時あつて廢れるが、

水滸傳にも武松が兄の家の近隣を呼び集めて證人に立たせるくだりがある。

自然發生的な隣の制度は常に生きてゐ

る。

明律にも四隣の制があり、

に更